論 説

中国政府の専利出願戦略

――量から質への転換――

国際第3委員会第3小委員会

抄録 近年、中国の専利出願件数が中国政府の出願促進政策により急増している。一方、これらの促進政策の推進に伴い質の低い出願が助長されているといった新しい課題が浮上し、専利出願の量から質への転換が求められている。このような背景に基づき、中国政府は、一連の法制度・政策の整備を行い、国策として知的財産権の質を高め、量の重視から質の重視へと転換することを明確に示した。本稿では、中国専利出願の現状と課題を概観し、中国政府の量から質に転換させる知財戦略・政策及びその知財強国建設目標の実現への影響について重点的に考察するとともに、日本企業の中国での知財対策について提言する。

目 次

- 1. はじめに
- 2. 中国専利を促進する法律,政策及び地方の助成・奨励策
 - 2. 1 法律体系
 - 2. 2 政策体系
 - 2. 3 地方の助成・奨励策
- 3. 専利出願の光と影
 - 3. 1 急増する専利出願件数
 - 3. 2 専利出願の課題
- 4. 専利出願の質を向上させる戦略転換
 - 4. 1 政策転換
 - 4. 2 監督の強化
 - 4. 3 能力開発
 - 4. 4 実用新案の出願の厳格化
 - 4. 5 地方政府の政策
- 5. 専利出願の戦略転換による効果
- 6. まとめと提言

はじめに

中国政府は、従来の製造型経済から創造型経済への転換を目指し、2006年からスタートした第11次5カ年計画において、「自主創新」を国

家戦略としてイノベーション型国家を構築することを掲げた。このような国家戦略の一環として、国務院は2008年に、「国家知的財産権戦略綱要」(以下、「知財綱要」という)を、中国特許庁(SIPO)は2010年11月に、「全国専利事業発展戦略(2011-2020)」(以下、「専利戦略」という)を制定した。

上記の「知財綱要」及び「専利戦略」に基づき、中央政府の関連省庁及び各地方政府は、知的財産の創出を促進するため、専利出願の助成・奨励、又は税制優遇等の色々な政策を打ち出している¹⁾。これらの専利出願促進政策は中国の出願人及び発明者に専利出願へ向かう原動力を与え、結果として近年、特許、実用新案、意匠を含む専利出願件数は急激に増加している。その中、圧倒的な実用新案及び意匠の出願件数に加えて、特許出願件数も2011年に米国を追い抜き世界第1位となり、それ以降さらに伸ばす勢いである。

^{* 2016}年度 The Third Subcommittee, The Third International Affairs Committee

しかし、このような政策の推進に伴い質の低い専利出願も助長されているといったような新しい現象が浮上し、専利出願の量から質への転換が求められている。これらの背景に基づき、SIPOは、2013年12月に「専利出願の質を一層向上させることについての若干意見」(以下、「専利質向上の意見」という)を発表した。専利出願に関する政策改善、監督機構の設立、能力開発及び組織的な保障措置など、専利出願の量から「量・質併重、質優先」への転換を目指した取り組みを強化している。

また、国務院は2015年12月に、イノベーション主導型発展戦略の実施を徹底し、知的財産権分野の改革を加速させるため、「新情勢下における知的財産強国の建設加速に関する国務院の若干意見」(以下、「知財強国建設の意見」という)を公表した。国策として知的財産権の質を高め、知財大国から知財強国へ、特に当面専利出願の量の重視から質の重視へと転換することを明確に示した。

本稿では、中国専利出願の現状と課題を概観し、中長期的視点から専利出願の量から質に転換させる中国政府の知財戦略・政策及びその影響について考察するとともに、日本企業の中国での知財対策について提言する。

本稿は2016年度国際第3委員会第3小委員会の傳建順(小委員長:三菱マテリアル),相澤和佳奈(三菱製紙),関直人(ジヤトコ), 藪田真太郎(クラレ),山口勝太(日本たばこ産業),中橋光彦(パナソニック),以上6名が 作成した。

中国専利を促進する法律,政策及び地方の助成・奨励策

2. 1 法律体系

中央政府は知的財産創出の促進に関連する数 多くの法律を制定し、実施している。

まず、専利出願戦略に関して影響度が大きい「中華人民共和国専利法」(以下、「専利法」という)から説明すると、専利法には、2008年に第三次改正が行われた際に、専利法の立法目的を示すその第1条において「専利権者の合法的な権利を保護すること」及び「革新能力を高めること、科学技術の進歩及び経済社会の発展を促進すること」との文言を追加し、中国経済における専利制度の位置づけの高さを示した。

従前より、特に個人に対しては、「専利法」において発明者に対する報奨を定めて専利創出の促進を図り、特に企業に対しては、「科学技術成果転化促進法」(以下、「転化促進法」という)において、科学技術成果を現実の生産力に転化させる転化活動に対して租税優遇政策の実施や転化基金又はリスク基金の設立奨励を国が実施することを定めて科学技術を通じた経済及び社会発展を推進してきた。

これらに加え、2007年には「科学技術進歩法」 (以下、「進歩法」という)が大きく改正された。 改正後の「進歩法」には、企業の自主創新能力 を高めること等の条項を新設したのをはじめ、 基金設立や税制優遇、ハイテク産業向けに政策 金融機関の金融サービスを優先するなど、より 具体的な条項を多く盛り込み、自主創新戦略に 拍車をかけた。

特に、改正後の「進歩法」では、科学技術者 が勇敢にリスクを引き受けることの奨励、海外 の科学技術者に対する奨励と便宜、外国の傑出 した技術者に対する優先的な永住権取得を定 め、国が自主創新の奨励を力強く後押しする姿 勢を示した。

このように、中国の知的財産を取り巻く法律 は、自主創新戦略に即して専利出願件数の増加 へ向けて整備が進められてきた。

2. 2 政策体系

上記2. 1節で述べた法制度以外に, 中央政府

は専利出願を促進する数多くの政策も制定した。SIPOが2006年に公布した「特許諸費用の減額及び納付猶予弁法」により、出願料や実体審査料、専利権を与えられた年から3年以内の年金など、諸費用が減免されていたが、その後、特に2008年の「知財綱要」の制定を皮切りに、中央政府は、専利出願を促進する政策を矢継ぎ早に打ち出した。

「知財綱要」には、戦略目標として2020年までに知的財産権の創造能力などを高めることなどの内容が掲げられたが、「知財綱要」に強く関連して2008年に「専利法」が改正されると、これに伴い「中国専利法実施細則」(以下、「実施細則」という)も改正された。

「実施細則」の改正により2010年2月1日以降の出願に係る専利権の報奨について修正が行われ、発明者である従業員への法定報奨の基準が引き上げられた。

また、2008年に制定した「ハイテク企業認定管理弁法」(以下、「ハイテク認定弁法」という)には、認定を受けた企業の企業所得税が通常の25%から15%への優遇税率となることを定めた。

「ハイテク認定弁法」に定められた税制優遇を受けるための「ハイテク企業」に認定される条件の一つに、「その主たる製品(サービス)の核心技術に対し自主知的財産権を有すること」があげられたが、「ハイテク認定弁法」における自主知的財産権は、自社研究開発のみならず、譲渡、贈与、買収合併などの方法を通じて保有できれば良い(第10条)ことから、「ハイテク認定弁法」の制定は、単なる企業への優遇措置のみならず、少なからず個人の専利創出増加にも影響を与えたものと考えられる。

「専利戦略」は、「知財綱要」の専利に係る部分の戦略的な政策として2010年にSIPOが制定し、専利の年間出願件数200万件を達成するという2015年の目標を掲げたが、専利に関する直接的な内容のみならず、税優遇政策などを通じ

たコア技術の専利権を有する高付加価値製品の 生産奨励,個人及び企業による専利譲渡や許諾 の奨励が目的の税優遇政策制定,専利技術融資 システムの確立推進など,広く他の業界をも巻 込む戦略を打ち立てた。

以上のとおり、自主創新戦略のもと知的財産を取巻く法律体系や政策体系の整備が専利創出に向けられ、出願人や発明者への助成・報奨がより明確になったことが専利出願の促進を力強く後押しし、中国は急激に専利の出願大国へと 邁進していった。

2. 3 地方の助成・奨励策

このような中央政府の動きに呼応して,各地 方政府においても専利出願を促進するための助 成・奨励策が打ち出された。

代表的なものとしては、専利出願を行うだけ で支給される出願料,及び実体審査料の助成, さらに登録された場合に支払われる登録料及び 年金の助成である。これらは地方省・市毎に支 給額や方法が異なっており、主に上海市のよう にかかった費用を申請しその全額を助成金とし て助成するものや、北京市のように出願1件毎 に一定の額を助成するものである。何れもその 助成は手厚く、出願人は金銭面の負担を大きく 抑えることが可能であった。また、北京市や上 海市等の一部の地方政府では,外国出願を行う と更なる助成金が支給されていた。特に上海市 での助成は際立っており、外国出願は最大3か 国まで1件当たり30,000元といった高額の助成 金が支給されていた。このことから、特定の地 方政府では早期の段階で国内だけではなく,外 国出願も睨んだ政策を打ち出していたことが分 かる。

以上のように、中央政府の専利出願推進の政策にこれら手厚い地方政府の助成・奨励策も加わり、中国の専利出願件数は急激に伸びていくこととなった。

3. 専利出願の光と影

3. 1 急増する専利出願件数

図1に示したように,近年中国における特許, 実用新案,意匠の出願件数はいずれも急増して いる。

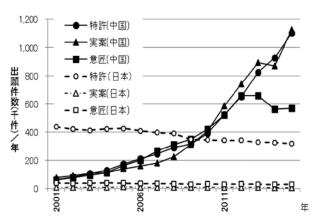


図1 中国と日本の特許,実用新案, 意匠の出願件数推移

低調な日本と比べ、中国の特許出願件数は、 年々増加しており、2001年に約6万件であった が、2010年には日本を抜き、2015年には約110 万件に達した。

また、中国は実用新案と意匠の出願件数の増加も著しく、2015年において実用新案の出願は約113万件、意匠の出願は約57万件にも上る。日本は実用新案と意匠の出願が特許と比較して少ないが、中国は実用新案と意匠の出願であっても日本より桁違いに多い。中でも実用新案に至っては、2015年時点で、国内出願人の占める割合が約99.3%と圧倒的に多く、国内における実用新案の出願件数が急増していることが分かる。

特に、実用新案の出願が急増した背景として、 国内における実用新案が無効になりにくい点 や、損害賠償で3.3億元という高額な賠償を命 ずる判決²⁾がなされた点など、実用新案での保 護価値が高いことが認識されたことが挙げられ る³⁾。加えて、実用新案は、無審査登録制度であるため、容易に権利取得できる点も背景にある。

また、大学において、2010年における実用新案の取得件数ランキングの1位は浙江大学で1,000件を超え、2位以下でも600件を超える大学が複数ある⁴⁾。このように大学においても中国では多くの実用新案を取得していることが分かる。

3.2 専利出願の課題

このように、国内出願人による特許、実用新案の出願件数が急増している背景には、研究成果を専利権として取得するという知的財産権への意識向上に加えて、上記2章で記載した法律体系、政策体系、地方の助成・奨励策などによる、奨励金の支給、財税・金融面の優遇などのメリットを受けることができる点が背景にあると考えられる。

その結果,専利出願の件数が急増したものの, 権利維持年数が短く,保有権利の失効率が高い, といった状況が生まれている。

例えば、2010年において、中国で取得した特許権と日本で取得した特許権との特許維持件数割合を比べると、日本では、5年を超えるものが80.8%あり、10年を超えるものが38.6%である。一方、中国では、5年を超えるものが46.7%あり、10年を超えるものが4.6%である。このように日本と中国との特許維持件数割合から、中国における特許権利維持年数が日本に比べて短いことが分かる(図2)。

また、図2には示されていないが、実用新案 についても特許と同様に、権利維持年数は日本 より中国のほうが短い。

これは、上記2.2節で記載したように、出願料、実体審査料、年金などの減免を受けるに際して、年金の減免期間が専利権を与えられた年から3年以内と定められており、減免期間を過ぎると専利権を放棄している。

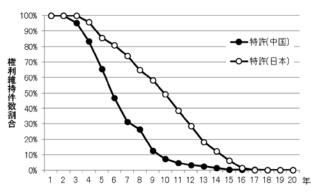


図2 特許に対する中国と日本とにおける 権利維持年数の割合(2010年)

実用新案の権利維持年数が短い点は,出願件数の大部分を占める国内の企業に限らず,国内の大学にも同様のことが言える。

例えば、実用新案の出願件数の多い大学の一つである浙江大学では、1985年から2010年までの期間における登録件数は3,000件を超えているものの、同期間において、半数以上の実用新案を失効している⁵⁾。これは、出願件数が多いことに基づき研究費などの助成金受給を意図しているものと考えられる。

また、専利出願に関して、出願時の手続費用に対して多額の補助金を支給する地方もあり、特許、実用新案の出願件数が増大し、特許において出願後、権利化を行わない案件が増大しているという実情もあると考えられる。

加えて、各企業や大学において、出願件数が 増大した結果、権利化するためには、膨大な費 用と労力がかかるため、出願後、権利化を行わ ない案件が増大していると考えられる。

以上のように、上記2章で記載した法律体系、 政策体系、地方政府の助成・奨励策などによる、 奨励金の支給、税率の低減などのメリットを受 けることができる点が後押しとなって、特許、 実用新案の出願件数が急増した。しかしながら、 出願に対するメリットや権利維持に対するメリットがなくなると、国内出願人は、権利化や権 利維持を放棄しており、結果、権利維持年数が 短い,保有権利の失効率が高い,登録件数が低い,といった状況が生まれている。

このように急増し、膨れ上がった出願件数の内情は、決して質の高いものとは言い難く、奨励金、補助金の支給や税率の低減などのメリットを受けるための出願となっており、質の低い特許、実用新案の件数が増加している状態である。

4. 専利出願の質を向上させる戦略転換

中国は、知財強国となるべく、専利出願の量 を重視した政策から専利出願の質を重視した政 策へと舵を切りつつある。

4. 1 政策転換

(1) 専利出願の助成・奨励策の見直し

助成・奨励金を狙って、質の低い特許、実用 新案の出願件数が増えているため、専利出願の 助成・奨励金政策は大きく変化してきている。

「専利質向上の意見」の助成・奨励金政策は、中小企業、事業単体、研究機関及び非職務発明 出願人等の弱小者が補助対象であり、庁手数料 と代理人費用を助成する「一般補助」政策と、 知的財産権における優秀企業、モデル企業といった優秀者が補助対象であり、専利情報利用、 担保融資、保険、権利保護、管理標準化等の業 務に対して助成する「特別補助」政策に大別される。

「一般補助」については、各地方において、2010年頃から助成・奨励金に関する法令の改正が積極的に行われており、「特許>実用新案、意匠(無審査登録)」重視、「権利化>出願」重視、という観点で、支払い要件、金額が変更されている。具体的には、助成・奨励金は、特許出願時には支払われず、権利化後に支払われる。また、無審査で登録される実用新案と意匠で助成・奨励金を得るためには、SIPOの技術評価報告書等の権利の有効性を示す書類の提出が義務づけられている。

「専利質向上の意見」では、助成・奨励金の 重点を「一般補助」から「特別補助」へと徐々 に移すことも盛り込まれているが、これも「質 重視」という観点によるものと考えられる。

「特別補助」の対象は、知的財産権の創造、運用及び権利保護に優れた「優秀企業」と、知的財産権の戦略管理能力、高品質産出能力、国際運営能力、リスク管理能力に優れた「モデル企業」であり、SIPOは、「優秀企業」と「モデル企業」の育成に努めることを目的として、2013年には「開展国家級知識産権優秀企業及びモデル企業培育工作的通知」を、2015年には「国家知識産権優秀企業培育工作方案」及び「国家知識産権優秀企業培育工作方案」及び「国家知識産権モデル企業培育工作方案」を通達している。

さらに、国内だけで無く、国外への特許出願もサポートすることによって、知的財産強国となることを目的として、中国では、2009年から「国外専利出願専門助成金管理暫定施行弁法」により、国内の中小企業、事業単体及び研究機関に対しては、国外特許出願にも助成・奨励金が支払われている。この助成・奨励金においても、「権利化>出願」重視の傾向が見られ、2012年改正法では、国際出願(PCT出願)の各国移行による公報発行後及び権利化後の2回の「事後助成」となり、さらに、各国移行による公報発行後では新規性、創造性及び実用性等の条件を具備することが求められている。

また、国内出願人による権利維持年数が短いという課題の解決のために、2016年に、年金の減免期間が3年から6年に延長された $^{6).7)}$ 。

なお、中国では、無形財産である知的財産権を担保とした融資制度が整備されている。その融資金額は、2011年91億元、2013年255億元、2015年556億元と、順調に伸びていて⁸⁾、さらに、中央政府は、この融資金額を2020年には1,000億元超とすることを目標に掲げている⁹⁾。この融資制度が更に充実していくことによって、専利権者が自己の権利を有効活用できる体制が整

うため、自ずと権利維持年数も長くなっていく ことが期待できる。

(2) 報奨制度の見直し

中国では、助成・奨励金とは別に、技術創造 と専利技術の産業化に対して著しい貢献をした 専利権者と発明者への報奨制度も整備されてい るが、ここでも、量から質への転換が図られて いる。

まず、主な専利権者である企業、大学等に対する報奨制度では、これまで、専利出願件数、登録件数等が取得条件であったものが、「専利質向上の意見」及び「知財強国建設の意見」でも述べられているように、量だけでなく、専利の質、専利管理制度・能力等をも併せた条件で評価される制度へと変わってきた。

一方, 発明者への報奨制度としては, 「職務 発明条例」を新たに制定する準備が進められて いる。2015年4月に国務院が公開した「職務発 明条例意見募集稿」では、専利権を事業体自ら が実施した場合, 専利権を譲渡又は実施許諾し た場合の報酬を強化する規定が見られる。例え ば、発明者と事業体との間に事前に約定が無い 場合、特許権、実用新案権の実施における報酬 金は、2010年に改正された「実施細則」で定め た営業利益の2%以上に対して,「職務発明条 例意見募集稿」では5%以上に引き上げられて いる。また、「実施細則」には、譲渡における 報酬金の明文規定は無く,実施許諾の報酬金は 純収入の10%以上と規定されているのに対し、 「職務発明条例意見募集稿」では、譲渡・実施 許諾の両方で純収入の20%以上の報酬金を与え ることが提案されている。また,「転化促進法」 でも、科学技術成果を譲渡・実施許諾した場合 には、貢献のあった職員に報酬金が支払われる 規定があるが、2015年の改正により、その金額 が純収入の20%から50%へと大幅に増額され た。このような実施、譲渡・実施許諾といった

専利権や科学技術成果の実際の活用に対する報酬金額を高めることによって,発明者に対して 専利出願の量から質への原動力を与えられると 考えられる。

また,「専利質向上の意見」でも言及されてい る国家レベルの報奨制度として、前年に登録査定 になった専利を表彰する中国専利賞がある100。中 国専利賞はSIPOと世界知的所有権機関(WIPO) との共同開催であり、2016年には、特許・実用 新案金賞20件, 意匠金賞5件, 特許·実用新案 優秀賞507件, 意匠優秀賞57件が表彰されてい る。SIPOの調査によると、中国専利賞が授与 された企業では、発明者への奨励金付与、特許 管理部門の設立, 特許研修の実施, 研究開発費 増,人材募集増,専利品の売上増という効果が 産み出されており、中国専利賞が中国企業の研 究開発力及び知財活動力を底上げするのに役立 っている。なお、地方レベルや企業レベルでの 専利賞も設定されていて、 発明者の意識が向上 し、質の高い専利取得件数が増えるという効果 を生み出している11)。

(3) 政策に基づく評価指標の見直し

「専利質向上の意見」では、「特許>実用新案、 意匠」重視、専利技術が産業化に繋がっている か等を評価するために、特許保有量、特許登録 率、専利出願における特許出願の占有率、研究 開発投入と特許算出比、実施率、専利実施契約 数量及び金額等の評価指標を採用することを述 べている。例えば、上述した「優秀企業」、「モ デル企業」の審査における「評価指標システム (試行)」において、上述の評価指標が採用され ている。

また,「ハイテク認定弁法」が2016年に改正され,これに合わせて,新しい「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」も公布された。知的財産権の条件について,旧手引では「実用新案,意匠等を6件以上,又は特許を1件以上保

有」であればAランクを獲得できていたが、新ガイドラインでは、「特許を I 類、実用新案、意匠等は II 類と区別し、 I 類は 1 件以上でAランク、II 類は5 件以上でBランク」に変更され、さらに、 II 類はハイテク企業申請に1回しか使用できない等の厳しい条件も追加された。このように、ハイテク企業等の認定評価指標の変更点からも、「特許>実用新案、意匠」重視を促進させようとする中国の姿勢が見て取れる。

4. 2 監督の強化

(1) 非正常出願及び補助金等不正受給への対処 中国では、助成・奨励金の不正受給、ハイティ企業や中国政府の科学技術プロジェクトの不

ク企業や中国政府の科学技術プロジェクトの不 正認定等を受けることを目的として,同一内容 の専利を複数出願する,現有技術の剽窃である 専利を出願する等の非正常出願が度々現れる。

これらの非正常出願行為を減らすことを目的として,「専利出願行為の適正化に関する若干規定」が2007年に定められていたが,2017年4月に,この規定の改正版が施行された¹²⁾。改正版では,異なる材料,成分,各成分の比率,部品等を簡単に切り替えて又は寄せ集めて複数出願する,実験データの捏造によって複数出願する等の出願が新たに非正常出願として追加された。そして,非正常出願によって,助成・奨励金を不正に受給した出願人や,費用が減免された出願人に対する罰則の強化や,非正常出願を行った出願人,代理人等の情報を共有プラットフォームに載せるといった処罰が取り入れられた。

(2) 専利代理人の標準化

知財強国になるためには、発明者や出願人の 意識や能力を向上させるだけでなく、専利出願 をサポートする専利代理人を育成することも重 要であり、「専利質向上の意見」では、専利代 理業務における問題行為の取締に注力すること が述べられている。代理人の問題行為としては、 代理人による非正常出願の他に、「挂証」、「黒 代理」と言われる弁理士資格の借用、無資格代 理行為等が存在する。

これを受けて2016年にSIPOが発表した「専利代理業規制に関する通知」では、非正常な出願行為を重点的に規制するとして、各地方の知識産権局に対し、取締状況、調査結果等の報告を求めること、非正常出願で騙し取った補助金や奨励金の全額又は一部返却を求めること、刑事責任を追及すること等が示されている¹³⁾。

さらに、「2016年全国専利事業発展戦略推進計画」によると、「専利代理業発展中長期企画 (2016-2025年)」と専利代理品質評価システムである「専利代理サービス品質規範」の制定が準備されていて、専利代理サービス市場の秩序を規格化する計画が進んでいる。

4. 3 能力開発

上述の通り、今や中国は出願件数において知 財大国であり、関連法の整備にも注力している。 しかし、専利法の制定は1985年とその歴史は浅 い。急速な知財情勢の変化の中、知的財産に関 わる人材の育成・強化、知的財産に関するイン フラの整備、国民への知財意識の浸透も課題で ある。国務院は「知財強国建設の意見」に加え て「国家知的財産戦略の実施強化に関する行動 計画(2014年-2020年)」においてもこれら課題 に言及している。代表的なものを以下に述べる。

(1) 審査官の増加・育成

中国における審査官は2004年に1,247人であったが、2006年に2,046人、2010年に4,062人、2013年に6,827人、2014年に8,457人と、急激に増えている¹⁴⁾。これは特に、審査協力センターを増設することで達成したものである。出願件数の増加に対応するためではあるが、僅か9年の間に審査官が5倍以上に増加している。今後もさらなる増加が見込まれている。

このような急激な増加により、必然的に経験の浅い審査官の割合が多くなっている点が懸念されている。審査官は一般に、中国知的財産研修センター(CIPTC)での研修、各審査協力センターでの研修プログラム、OJT等の教育を経て独り立ちするとされている。十分な教育がなされ、審査官の質も担保されることが期待される。

(2) 企業における知財活動の強化

知財集約型産業を設定し、社会資金の投入等により中国政府による支援を行う予定である。 企業の特許の共同利用、パテントプールの形成などに中国政府が助力する。産業の発展の加速が大きな目的であるが、同時に企業での知財活動の活性化も期待される。

また,重点産業について特に外国での標準化と知的財産権の取得を強化することを挙げている。中国政府による標準化戦略のガイドライン制定,中国の産業発展に資する国及び地域に関する知財情報の提供などを予定している。

(3) 知財情報活用の強化

政府は無料又は低コストでの利用を可能とし、知財情報に簡易にアクセスできるように、知財情報に関する公共サービスを整備するとしている。これに付随して、知財情報開示制度を確立し、それに伴う情報の収集手続の整備、ライセンス情報の届出・公告制度の整備も実施される予定である。なお、2017年4月施行の改正専利審査指南では、第五部分第四章において、専利出願内容の閲覧及び複製の範囲を拡大する内容となっている。このように情報開示に関して、審査指南も改正されている。

(4) 知財関連サービス業の強化

民間の知的財産権に関するサービス業への参 入条件を緩和し、サービス業の効率的な発展を 目指す。例えば、知的財産権に関する投資商品を刷新して証券化等を行い、金融業界における取引を整備する。また、知的財産に関する保険市場を拡大していく。これら民間サービスについては国家として標準仕様を作成し、必要な監督を行うとしている。

(5) 知財意識の普及・啓発

既に中国では、SIPOのCIPTCにより、省庁、 企業、大学等をはじめとして国内に幅広く知財 教育、啓発活動を実施している。

さらに、中国政府は知財人材の教育に力を入れ、知的財産権に関わる国際的人材を獲得するべく、知的財産に関する教育機関学科の設置による教育の強化を計画している。また、各地方での知的財産権に関する教育も奨励していく。特に地方では、知財意識を向上するための啓発、宣伝、教育などの活動を実施することが求められる。

(6) 知的財産法院の設立

2014年11月から12月の間に,北京市,広州市, 上海市において,知的財産法院が設立された。 知的財産法院は,専門技術性の高い知的財産に 関する民事事件及び行政事件の第一審を管轄す るものであり,中級人民法院と同一級となる。 専門的な知財紛争の処理能力が高まることで, 知的財産に関する司法判断の向上が期待されて いる。

以上の内容から国務院の指令の下で知財関連 の能力開発に関する整備が今後急速に進むこと が予想される。発明者及び出願人等の能力を向 上させ、質の向上につなげたいという中国政府 の意図が読み取れる。

なお,上述した以外に,中国政府の今後の重 点テーマとして,侵害リスクの回避や外国知財 制度の国内への紹介等に関する事項等が挙げら れている。

4. 4 実用新案の出願の厳格化

中国の実用新案の出願件数は2008年に22万件 だったが、近年ますます増加し、2015年には 110万件を超えている(図1)。

このような背景の中で、2013年10月15日から 中国で改正専利審査指南が施行され、実用新案 の方式審査が厳しくなった。

従来の中国の実用新案制度では、原則として 実体審査がなされることは無かった。しかしな がら、改正専利審査指南では、第一部分第二章 第11節で専利法22条2項(新規性)に関する修 正として『・・初歩審査(方式審査)では、審査 官は実用新案の出願が明らかに新規性を備えて いないか否かについて審査を行う。・・』との明 文の記載がある。なお、改正前における同箇所 は『…方式審査において審査官は一般的に、検 索を介しては、実用新案に明らかに新規性を具 備しないものかを判断しない。・・』との記載で あった。改正専利審査指南では、「明らかに」 という文言で程度を限定してはいるものの、審 査をする旨が上記の通り記載されている。実際 に審査意見通知(拒絶理由通知に相当)も出さ れており, 新規性以外の理由での審査意見通知 も見られる。

専利審査指南の改正に関しては、従来の無審査制度下で出願すれば何でも権利になるという 状態を是正したいというSIPOの意図が感じられる。今後の実用新案の出願件数や権利数に影響を与え、各出願・権利の質の向上に繋がることが予想される。

なお,同じく無審査で登録になっていた意匠 についても同様の修正がなされている。

4.5 地方政府の政策

地方政府においても全ての専利出願を優遇す るのではなく、質の高い専利の出願を助成・奨 励するよう新たな政策を打ち出してきた。新たな助成・奨励策の中で特徴的なのは、助成・奨励金の助成時期と金額の変更である。

従来、専利出願に関する助成・奨励金は出願 後に助成されていたが、最近の助成・奨励策で は専利権付与後に助成されるようになった。さ らに、その金額も従来に比べて減額されており、 実用新案は特許に比べて助成・奨励金がさらに 減額されるという差別化も図られている。助 成・奨励金額は各地方政府によって異なってお り、例えば上海市のように、特許出願の際、実 際に納付された金額の80%を助成し、実用新案 は50%が助成される150といったように、今まで はかかる費用の全額が支払われていた助成・奨 励金額がかかる費用の一部に留まるようになっ た場合や、北京市のように、特許出願では1件 当たり1,500元(個人の場合は1,000元)が助成 され、実用新案では1件当たり150元が助成さ れる16)といったように、1件毎の支給額が一律 であることは従来と変わらないものの、今まで は特許出願において最大2.150元だった助成・ 奨励金額が減額された場合が挙げられる。

そして、2.3節で説明した上海市で特に顕著であった外国出願に対する多額の助成・奨励金も減額されており、日米欧に対する出願は1件当たり最大で2万元、それ以外の国には1件当たり1万元の助成となり、最大で5か国までとなった¹⁵⁾。このように減額されつつも日米欧とそれ以外の国における助成・奨励金額の差別化により、専利の質の向上として、審査基準が厳格な国での登録を目指していることが窺える。

また、北京市や上海市等においては、助成・ 奨励金の助成方法の変更とは別に管理及び監督 に関する条文が新たに設けられた。質の低い専 利の中には助成・奨励金の不正受給を目的とし たものがあり、この条文はそれを取り締まるた めのものである。これによって、不正受給者に 対する法的責任の追及や、助成資格の停止、不 正行為が地方都市の信用調査システムに記録される等の厳罰が下されることが明示されること となり、助成金の不正受給を目的とした質の低い専利への更なる牽制となることが期待される。

一方で, 前述のような質の低い専利件数の低 減を目的とした助成・奨励策の厳格化とは別 に、4. 1節で述べたように質の高い専利出願件 数の増加を目指し、優れた専利には例えば北京 市のように最高100万元の高額の報奨を与える 政策も打ち出されている。このような政策は北 京市を始め山東省等の各地方政府で実施されて いるが、深圳市はそれとは別のアプローチもと っている。深圳市では専利を7年以上維持した 場合、日米欧韓で専利を年10件以上権利化した 場合等に奨励金を与えており、維持年数が短い という課題や、日米欧中韓5極での専利保有件 数を増やして知財強国を目指すことに対しても 報奨制度で対応している。このように、出願人 が質の高い専利を出願する意欲を高める政策が 各地方政府から打ち出されている。

以上の様に、地方政府は助成・奨励策の厳格 化と、報奨の両輪によって、専利全体の質の向 上を図ろうとしていることが分かる。

5. 専利出願の戦略転換による効果

これまで述べてきたとおり、中国政府は国策として知的財産権の質を高め、出願の量から質へと転換する多くの対策を打ち出した。これらの対策の効果が出てくるまでには時間がかかると思うが、一部の統計データから中国専利の量から質への変化を捉えることができた。

SIPOが毎年度発行している「中国有効専利年次報告」によると、2014年末まで、中国で権利を維持している専利(有効専利)は合計464.3万件であり、このうち国内出願人の有効専利の占める割合が86.9%に達している。2006年の75.5%、2010年の82.4%と比較すると、国内出願人の有効専利の比率は明らかに向上している。

有効専利のうち,国内出願人の有効特許の割合は安定的な増加傾向を維持している。2010年の割合は45.7%であり,国外出願人をやや下回るが,2011年からは国外出願人の出願件数を超え,2014年の有効特許件数は119.6万件であり,国内出願人の割合は59.2%に達している。国外出願人より国内出願人を主体とする知的財産権の構図が着実に確立された。

また、これまで国内出願人の特許の維持年数が短いという問題があったが、統計によると近年存続期間が長くなる方向への変化が見え始めた。例えば、3.2節でも述べたように、中国で取得した特許権の特許維持件数割合は、2010年では5年を超えるものが46%あるものの、2014年では5年を超えるものが49.2%あり、10年を超えるものが7.6%ある。5年と10年を超える有効特許の割合はいずれも増加する傾向が見えた。

また専利の出願人の構成からみると、大学・研究所における出願割合は減り続ける一方で、企業の出願割合は増加傾向である。例えば北京市における大学・研究所の出願割合は2005年の34.4%から2014年の21.5%まで減少傾向が続いている。しかし、企業の出願割合は同時期の59.6%から77.2%まで増加傾向である。基礎研究の多い大学や研究所に比べ、発明の実施を目的とした企業からの出願が増加傾向にあることが明らかとなっている。

さらに、中国では国内出願が急増する一方で、中国政府の外国への出願を奨励する政策により、図3に示したようにPCT出願も急速に増えている。WIPO発表のランキングによると、国別では、2015年の中国のPCT出願件数は、米国、日本に次いで3位となっているものの、企業別では、2010年以降、中国の華為技術社と中興通訊両社が6年連続で世界トップ5にランキングされている。

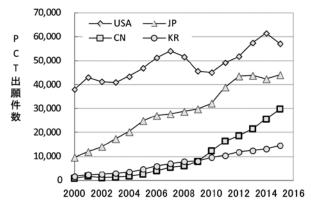
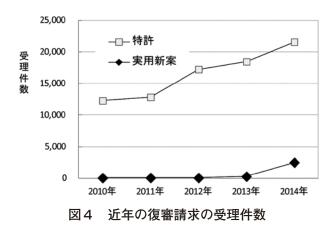


図3 主要国のPCT出願件数 (WIPO報告)

上述した専利出願の量から質への変化以外に,専利審査,特に実用新案に対する方式審査の厳格化により,出願の質が向上していることを窺わせる傾向も出ている。中国では,日本とは異なり,実用新案の出願においても「拒絶査定」の処分が存在する。この拒絶査定に対して不服がある場合,特許出願の場合と同様に,審判部に対して復審請求をすることが可能である。

図4は近年の復審請求の受理件数を示した結果である。2010年以降,特許出願における復審請求の受理件数が増加していることが読み取れる。これは出願件数の増加に伴うものとしてある程度説明がつく。



一方で、実用新案については、2010年から 2013年までは復審請求の受理件数は非常に少な いが、2013年以降、実用新案の復審請求の受理

件数が増加している。受理件数の増加については、4.4節にて述べた改正専利審査指南が施行されることで拒絶査定に導かれ、復審請求の対象となる案件数の増加が背景にあると考えられる。今後、質の低い実用新案への権利付与を抑制することが期待される。

6. まとめと提言

中国政府は、特許、実用新案、意匠の出願件数や商標登録数では既に世界一となった「知財大国」からさらに脱皮し、中国を「知財強国」とする目標に向けた専利出願の量から質への転換を強化するため多くの法律、政策及び評価システムの整備を推進する。これらの国家政策に基づき、地方政府も、様々なレベルで各種の知財政策が策定されている。

このような中国の製造型経済から創造型経済へ転換する国家戦略・政策の下で、中国でのイノベーションによる知的財産の量だけではなく、質の高い権利取得の更なる活発化が想像できる。このような状況下では、輸出入共に中国を主要貿易相手国とする日本にとっても、中国における知的財産権保護の重要性は高まる一方である。

日本企業の中国での知財活動に資する施策として、特に以下に示す取組みの推進が求められる。まず、世界知財の主戦場は中国をはじめとする新興国へシフトするという認識を会員企業に持たせることが大事である。次に、これまでの「Made in China」という固定観念を持たず、中国を膨大な市場として捉える以外に、段々高まる「Created in China、中国智造」及び知財力の存在感を十分に意識した上での戦略的な知財マネジメントが必要である。更に、中国の専利出願助成・奨励制度、ハイテク企業認定など

の制度を活用し、現地の技術開発及び知財出願 の強化を図ることも検討すべきである。

注 記

- 1) 国際第3委員会, 知財管理, Vol.63, No.12, 2013
- 2) 温民三初字第135号, 浙民三終字第276号
- 3) 北京律盟知識産権代理有限責任公司, ニューズ レター, 2015年11月4日
- 4) 伊藤徹男, 中国特許統計データを読む際の留意 点, パテント, Vol.65, No.10, 2012
- 5) 汪恵民,張立岩,中国実用新案特許制度の特徴 とその応用,パテントVol.64, No.8, 2011
- 6) 国家知识产权局专利局,关于专利年费减缴期限 延长至授予专利权当年起前六年的通知,2015年 12月18日
- 7) 财政部,关于印发《专利收费减缴办法》的通知, 财税 [2016] 78号, 2016年 7 月27日
- 8) 国家知识产权局知识产权发展研究中心, 2015年中国知识产权发展状况报告, http://sipo-ipdrc.org.cn/UpLoad/2016-06/2016 613141331.pdf (参照日: 2017.10.30)
- 9) 国家知识产权局专利局,关于进一步推动知识产权金融服务工作的意见,国知发管字〔2015〕21号, 2015年3月30日
- 葛厚生,中国特許出願の奨励制度,知財ぷりずむ, Vol.11, No.129, 2013年6月
- 11) 国家知识产权局专利局,中国专利奖:引领创新驱动发展 推动强国建设进程, http://www.sipo.gov.cn/ztzl/ndcs/zgzlj/(参照日:2017.3.1)
- 12) JETRO, 専利出願行為の適正化に関する若干規 定(意見募集稿), 2016年12月6日
- 13) 国家知识产权局专利局,専利代理業規制に関す る通知,国知弁発法字〔2016〕34号
- 14) 日本特許庁,特許行政年次報告書2016年版, p.11,2017
- 15) 上海市知識産権局,上海市特許助成弁法,2012 年7月1日施行
- 16) 北京市知識産権局,北京市専利助成金管理弁法,2014年9月28日施行

(原稿受領日 2017年6月21日)